

第 5 次 強 化 発 展 計 画

令和 7 (2025) 年度 ▶▶ 令和 11 (2029) 年度





はじめに

本会では、地域福祉を取り巻く情勢変化を踏まえ、中期的な視点から本会の役割と活動方針を定めるために、平成17（2005）年度から第1次強化発展計画を策定し、以降、基本目標や重点項目等の見直しを重ねながら、第1次から第4次まで4期・20年にわたり、計画に基づいた取り組みを展開してきました。

このたびの第5次強化発展計画では、「地域福祉推進の中核として、多様な主体とともに時代の変化に対応しながら、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指す」という新たな基本理念を定め、その実現に向けて、6つの基本目標と24の重点項目を掲げ、さらに常に持つべき「3つの視点」を明確にしています。

少子高齢化の進展に伴う人口減少時代を迎える中、社会保障財源や福祉人材の確保、さらには度重なる大規模災害への対応といった喫緊の課題が浮き彫りとなり、また、地域社会では孤立や生活困窮など、制度を超えた複雑で複合的な問題が深刻化しています。

これらの課題に対応するため、国は「地域共生社会」の実現を目指し、地域づくりや包括的な支援体制の整備等に取り組んでおり、本会においても、行政施策と連動しながら、地域特有の課題やニーズに即した柔軟な対応を行い、その実現に貢献したいと考えています。

これらの課題に対応するため、国は「地域共生社会」の実現を目指し、地域づくりや包括的な支援体制の整備等に取り組んでおり、本会においては、行政施策と連動しながら、地域特有の課題やニーズに即した柔軟な対応を行い、住民一人ひとりが安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

今後も、本会に求められる役割を果たすべく、努力を惜しまず一貫して地域福祉の推進に積極的に取り組んでまいりますので、県民の皆様をはじめ、県、市町、市町社会福祉協議会、社会福祉施設、民生児童委員、NPO、ボランティア団体等関係機関・団体の皆様方のご理解とより一層のご支援をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、さまざまなご指導・ご助言をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年4月

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

会 長 本 田 元 広



<目次>

はじめに

第1章 計画の概要	01
第2章 計画の体系・推進方策	05
第3章 愛媛県の現状	15
第4章 第4次強化発展計画の評価	24

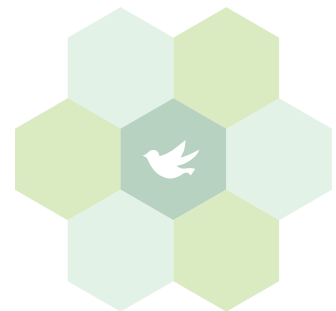
【参考資料】

計画の移り変わり	33
策定プロセス	35
策定メンバー名簿	35
ワーキンググループメンバーコメント	36



第 **1** 章

計 画 の 概 要



1 基本理念

愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、以下の基本理念に基づき「第5次強化発展計画」を推進する。

地域福祉推進の中核として、多様な主体とともに時代の変化に対応しながら、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指す

2 計画策定の趣旨等

（1）計画策定の趣旨

本会では、平成17年度から「強化発展計画」を策定し、第1次計画から第4次計画に基づき、地域福祉の推進に積極的に取り組んできた。今回策定した第5次計画（以下「本計画」という。）においては、これまでの取り組みを継承しつつ、時代の変化に対応するため、基本理念の見直しを行うとともに、本会の目的、存在意義や役割等の明確化を行った上で、組織が中長期的に目指す方向性を定めている。

本計画の策定にあたり、昨今の福祉を取り巻く環境の大幅な変化等に対応していくため、多様なパートナーシップによる新たな価値を創造することや環境意識の高まりや生産性向上の観点からテクノロジーの活用を推進することを新たな基本目標として設定し、重点的に進めていくこととした。

本計画の基本目標に基づく取り組みを着実に推進していくことで、本県の地域福祉の向上に貢献したいと考える。また、本会の職員全員が本計画の基本目標、重点項目を共有することにより、自らの業務の意識付けや水準を高め、今後の取り組み（事業促進）の指針として活用していくことをねらいとしている。

(2) 計画策定過程

全職員が参加する意見収集や整理、各課の若手・中堅職員を中心としたワーキンググループでの検討等の過程を経て策定した。その具体的なプロセスは以下のとおりである。

①職員からの意見収集と課題整理

計画の策定にあたり、正規職員（管理職を除く）及び業務専門員35名が参加し、「本会のビジョン」「理想の姿」「今後の役割」「できること」など、自由な意見交換を実施し、多岐にわたる意見を集めた。

これらの意見を整理するため、各課の若手・中堅職員12名を中心としたワーキンググループを編成し、意見を6つのカテゴリーに分類した。さらに統合・整理を進める中で、以下の3つの視点が重要であることが浮かび上がった。

いま

現在の地域福祉を支える（今の課題に取り組む）

地域の現状や求められる支援を的確に把握し、緊急的なニーズに対応することが求められる。これにより、福祉サービスの充実や支援体制の強化を図り、今まさに支援を必要とする人々に対して、確実に支援を届けていく。

あした

未来の地域社会を創る（将来を見据えた対応）

時代や地域の実情の変化に柔軟に対応し、持続可能で共生可能な社会を目指した取り組みを強化する必要がある。次世代を見据えた福祉の理念を実現し、将来にわたって安心して暮らせる社会基盤を整えることで、地域福祉の発展に貢献していく。

わたしたち

組織の魅力を高める（内外から魅力的な組織づくり）

組織の基盤強化と魅力向上を図ることが重要である。自らの役割を再認識し、その価値と魅力を組織内外に伝えることで、地域住民や関係機関との信頼関係を深め、本会活動のさらなる発展を目指していく。

これらの視点を、計画を進める上での基軸とし、6つの基本目標と結びつける形で整理した。

②基本理念の再構築

計画策定と並行して、全職員が共有しやすい基本理念の見直しを行った。軸となる部分を明確にし、わかりやすさ・覚えやすさを意識しながら、ワーキンググループで案を作成し、全職員からの意見を取り入れて、新しい基本理念を定めた。

③市町社協への意見照会

地域福祉の推進において、市町社協との連携・協働が重要であることから、基本理念や基本目標、3つの視点を図示した体系図等について市町社協へ意見照会を実施し、地域の声を反映した計画とすることを目指した。

(3) 計画の役割と位置づけ

①本会の果たすべき役割や取り組みを明確化する

本計画は、本会が地域福祉の推進機関として果たすべき役割を明確化し、地域生活課題の解決や地域共生社会の実現に向けた方向性を示す。

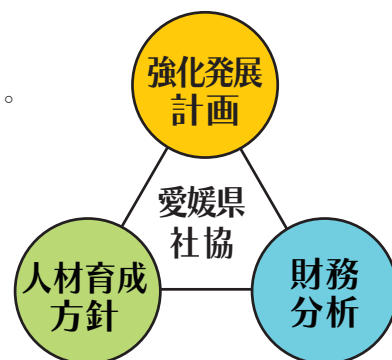
②目標の実現に向け、強化すべき事項を示す

福祉支援体制の強化や他機関との連携推進など、それぞれの基本目標達成のために必要な施策を具体化し、本会の実行力を高める。

③「人材育成方針」「財務分析」との一体的な指針とする

「人材育成方針」「財務分析」と連動し、統合的な事業運営の基盤を築く。
これにより、持続可能で信頼性の高い組織運営を実現する。

この計画を通じて、本会の方向性を共有し、地域福祉のさらなる発展を目指す。



愛媛県社協の基盤強化に関わる3つの要素

(4) 計画の期間と進行管理

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

また、計画の進行管理について、基本理念及び3つの視点、基本目標、重点項目に照らし合わせ、毎年度、実施事業の点検・評価を行う。福祉を取り巻く環境及び制度等の変化に対応して、事業の追加、削除、変更等の見直しを随時行うこととする。

なお、3つの視点、基本目標、重点項目については、特段の事情がない限りは5年間継続するものとする。



第 **2** 章

計画の体系・推進方策



第5次強化発展計画 体系図



新たな取り組み 社協 × 「〇〇」 の展開

例) 社協 × 「業界団体」

社会福祉法人等の経営状況の確認と見直しに関する事業の実施と福祉分野にも精通した専門家の養成。

例) 社協 × 「多文化共生」

多文化共生の実現に向けた課題把握のための調査・研究、調査結果に基づく新規事業等の検討と実施



新たな取り組み テクノロジーの活用

例) 業務における「ムリ」、「ムダ」、「ムラ」の洗い出し

例) 業務における「AI」、「RPA」、「クラウド」の活用に向けた検討

基本目標 1 「誰もが助け合い支え合う地域をつくる」

地域共生社会の実現に向けて、市町社協や多様な主体と連携し、広域的観点から、地域福祉を支える仕組みづくりや住民活動及び地域福祉への理解を広げる基盤づくりを推進する。

(1) 市町社協の経営支援と連携強化

市町社協の組織運営と事業推進及び社協間の連携強化のため、ニーズや課題等に応じた適切な支援を行い、市町社協役職員の資質向上と活動しやすい環境づくりを通じて地域福祉を推進する。

(実施事業)

- ①市町社協経営支援事業

(2) 地域住民のつながり強化と福祉学習の普及・促進

地域における住民活動や地域協働を促進するため、多様なボランティア・市民活動を支援するとともに、多様な主体と幅広く連携しながら、住民が参加しやすい地域コミュニティづくりや地域福祉への理解を広げる福祉学習を推進する。

(実施事業)

- ①ボランティア・市民活動センター事業 ②社会福祉大会事業



(3) 多様な世代の社会参加と集いの場づくりの促進

シニア世代から若年者まで、幅広い年齢層を対象とした多様な文化・スポーツ活動等を通じて、多世代交流の拡充に取り組み、県民の社会参加の促進と生きがいを推進する。

(実施事業)

- ①生きがいづくり推進事業 ②推進機構運営事業



(4) 地域を基盤としたソーシャルワークの展開

地域において、生活のしづらさを抱える人への個別支援と地域支援を一体的に展開するコミュニティソーシャルワーカーの継続的な育成支援を行うとともに、社協職員のキャリア段階等に合わせた効果的な研修事業を実施し、地域福祉活動のさらなる活性化・充実化を図る。

(実施事業)

- ①市町社協役職員研修事業

基本目標2「支援を必要とする人を地域の中で持続的に支える」

複雑・多様化した地域生活課題に対応し、様々な生活上の課題を抱える方への支援を充実するため、社協、行政、市民、団体・事業者等がそれぞれの役割を発揮し、地域における包括的な支援体制を構築する。

（1）生活困窮者等の自立に向けた支援

経済的な困難を抱える人々が安定した生活を営めるよう、必要とされる福祉的支援の提供や、関係機関・団体等との連携による個々の状況に応じた多岐にわたるサポート等を通じ、対象者の自立と社会参加を支援する。

（実施事業）

- ①地域生活定着支援センター事業 ②愛の基金貸付事業 ③生活困窮者等支援事業
- ④ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業 ⑤児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
- ⑥生活福祉資金貸付事業 ⑦要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業
- ⑧臨時特例つなぎ資金貸付事業

（2）地域住民の権利や尊厳の確保とその人らしい生活の支援

権利擁護支援を必要とする人が尊厳ある本人らしい生活を継続し、本人の地域社会への参加を実現するため、市町社協と連携して課題解決に向けて取り組む。

（実施事業）

- ①福祉サービス利用援助センター事業 ②法人後見支援センター事業



（3）ニーズを取りこぼさないための仕組みの構築

福祉サービス利用者等からの相談や苦情を受け、中立・第三者の立場から解決に向けた助言・調査・あっせんなどを行い、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供されることを支援する。

（実施事業）

- ①運営適正化委員会事業 ②高齢者権利擁護事業



（4）福祉サービスの評価等による質の向上支援

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的に評価事業を実施し、利用者の適切なサービス選択を支援する。

（実施事業）

- ①地域密着型サービス外部評価事業 ②福祉サービス第三者評価事業

基本目標3「専門性の高い多様な福祉の支え手を育む」

福祉の現場を支える多様な人材の確保・育成・定着のための具体的な取り組みを推進するとともに、関係機関と連携しながら福祉の魅力を発信することにより、地域全体で福祉を支える体制を構築する。

(1) 福祉人材の資質向上に向けた育成支援の推進

専門性の高い福祉人材を育成するために、研修や講座の充実を図る。また、キャリア形成に応じたテーマや現場の課題に則した内容を提供することで、実践的なスキルを備えた人材を育む。

(実施事業)

- ①福祉職員階層別研修事業 ②資格取得支援事業 ③介護支援専門員実務研修等事業
- ④介護支援専門員専門研修事業 ⑤主任介護支援専門員研修事業 ⑥介護支援専門員法定外研修
- ⑦介護支援専門員試験事業 ⑧会館介護事業 ⑨認知症介護研修事業

(2) 種別協議会、養成校、団体等との連携や活動支援

地域全体で福祉の人材育成・確保・定着に取り組むため、種別協議会や養成校、関係団体との連携を強化する。新たな取り組みとして、ソーシャルワーク実習生を受け入れ、福祉現場で学ぶ機会を提供することで、次世代の福祉人材の育成を図る。

(実施事業)

- ①種別協議会事務受託 ②ソーシャルワーク実習生受入事業 (R7 新規)
- ③民生委員・児童委員互助共励事業

NEW

ポイント

社会福祉士養成課程の指定科目である「ソーシャルワーク実習」の実習生受入施設としての体制を整備し、実習生の受入を実施することにより、実習生が社協等組織における社会福祉士の役割を理解し、ソーシャルワーク実践力を獲得できる。将来、福祉業界で働く有望な人材の確保につなげることを目指すとともに、本会におけるソーシャルワーク実践を組織全体で考える機会となり、職員にとっても貴重な学びの場となることが期待される。

（３）福祉人材の確保に向けたニーズ把握・マッチング・定着の推進

福祉現場における人材不足の課題に対応するため、現場のニーズ把握や人材のマッチングによる定着支援、修学資金等の貸付による学習機会の提供などの長期的な人材育成と確保を促進する。

（実施事業）

- ①福祉人材センター事業 ②外国人介護人材支援センター事業
- ③介護福祉士修学資金等貸付事業 ④福祉系高校修学資金貸付事業
- ⑤介護分野就職支援金貸付事業 ⑥保育士修学資金貸付等事業



（４）福祉の魅力の発信と潜在的な福祉人材の発掘

福祉分野への関心を高め、潜在的な福祉人材の発掘や裾野を広げるため、SNSや動画を活用した福祉の魅力発信やイベント・セミナー等での啓発活動を通じて、若年層や未経験者に対して福祉の魅力を伝える。

（実施事業）

- ①福祉・介護人材確保事業 ②保育士・保育所支援センター事業
- ③教員志願者介護等体験事業



（５）介護テクノロジーを活用した業務の効率化及び働きやすさ向上の支援

福祉の現場における介護テクノロジーの活用による業務効率化と従事者の負担軽減、退職共済や福利厚生の充実に向けた働きやすい環境整備により、福祉人材の定着を図る。

（実施事業）

- ①介護普及事業 ②民間社会福祉従事者退職共済支援事業 ③福利厚生センター事業



基本目標4「住民の暮らしを守る災害支援体制を拡充する」

地域防災力の向上と災害の各フェーズ（段階）に柔軟かつ迅速に対応できる地域づくりを目指し、災害支援にかかる人材育成や活動資機材の整備、情報発信機能及び関係機関・団体との連携協働を促進しながら、総合的観点から、県域の災害支援体制づくりを推進する

(1) 災害時対応の担い手養成による支援体制の充実

地域防災力の向上と災害支援にかかる人材育成及び災害ボランティア活動の核となる市町社協の運営体制を強化するため、中核となる人材の養成を進めながら、地域の特性に応じた災害対応訓練等を行うとともに、社協間のネットワークを生かした県内外被災地への支援活動の取り組みを促進する。

(実施事業)

①災害ボランティア活動支援事業



(2) 災害復興支援体制の構築と DWAT(災害派遣福祉チーム)との連携強化

災害ボランティア活動の支援と要配慮者支援等を一体的に展開するとともに、4者連携（行政、社協、NPO、企業等）及び DWAT 等との連携強化のための枠組構築を進めながら、県域における総合的な災害支援体制づくりを推進するため、災害福祉支援センターの設置を目指す。

(実施事業)

①災害時福祉支援地域連携事業 案②災害福祉支援センター事業

NEW

ポイント

県内の福祉・医療だけでなく様々な分野の関係機関・団体が官民を問わず、平時から顔の見える関係を構築した上で、平時の福祉的支援と有事の災害支援を連続化し、フェーズ（段階）に応じた地域住民の災害福祉支援活動を具体化していく。

予定スケジュール案



(3) 災害ボランティア活動への人的・物的支援

平時から災害時の活動資機材等の管理を行い、今後の大規模災害を見据えた効果的な活用方法等を検討するとともに、災害ボランティア活動にかかる基金の効果的な運用を通じた支援スキームの充実と強化を図る。

(実施事業)

①災害ボランティア基金事業



基本目標5「多様なパートナーシップによる福祉の進展と新たな価値の創造を目指す」

社会が複雑・多様化する中で生まれる地域生活課題に対し、福祉の切り口から対応をするため、有効なパートナーシップを積極的に構築することで柔軟性ある事業を創出し、より公益性の高い新たな取り組みの実施につなげる。

(1) 社会福祉法人の運営状況や諸課題及び関連制度等の分析と支援

社会福祉法人が、各市町において市町社協や施設経営法人等との連携・協働により地域の様々な生活課題を把握し、それぞれの専門性を発揮しながら地域に根差した課題を解決するための取り組みを支援する。

(実施事業)

①社会福祉法人連携促進事業

(2) 地域課題の解決を目的とする様々な団体等との連携・協働

地域住民が抱える複雑・多様な生活課題に包括的に対応するために、市町社協をはじめ、多様な主体との連携・協働を推進する。

(実施事業)

①地域福祉推進事業

(3) 「社協」×「〇〇」による新たな取り組みの推進

NEW

多様な主体と連携・協働することで、新しい考え方や手法を取り入れながら、新たな取り組みを進め、次の世代につなげる価値を造りだすために、テクノロジーだけではなく多種多様な感性や価値観を含めたイノベーション（革新）にチャレンジする。

(実施事業)

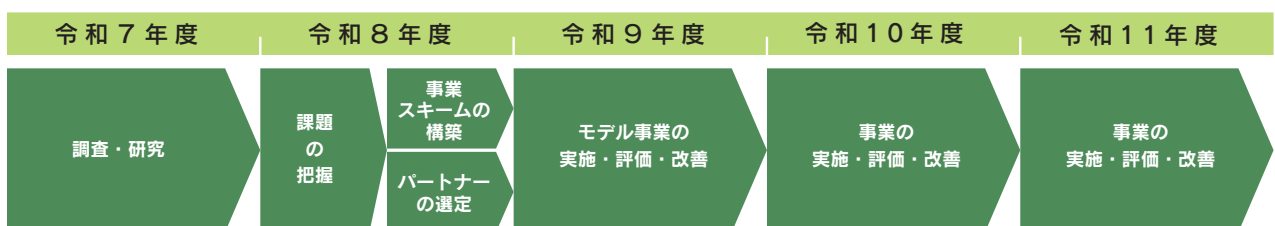
案① 社協×「業界団体」（早期実施）

社会福祉法人等の経営状況の確認と見直しに関する事業の実施と福祉分野にも精通した専門家の養成

案② 社協×「多文化共生」（計画的実施）

多文化共生の実現に向けた課題把握のための調査・研究、調査結果に基づく新規事業等の検討と実施

予定スケジュール案



新規事業の立案（毎年度検討）

基本目標6「社会的役割を果たすための組織の基盤を強化する」

本会が地域における社会的役割を果たすためには、持続的かつ安定した組織運営を可能とする基盤強化のために、経営資源の効率的な活用や財源の確保、職員の確保・育成・定着、業務の効率化など、多岐にわたる取り組みを推進する。

(1) 経営資源（人・物・財・情報）の効率的な活用及び新たな財源の確保

地域ニーズに応えるため、限られた経営資源を最大限に活用し、事業効果を高めつつ、新たな財源の確保に向けた具体的な方策を検討し、安定した運営基盤を構築する。

(実施事業)

①収益事業 ②まごころ銀行運営事業 ③総合社会福祉会館事業



(2) 法人組織機能の強化

組織内の連携を強化することで、より柔軟で効率的な運営体制の構築を目指すとともに、事業継続計画（BCP）に基づく訓練の実施等により、有事においても地域福祉を続的に支えることができる体制を整える。

(実施事業)

①法人運営事業 ②事業継続計画（BCP）策定

(3) 職員の確保・育成・定着に向けた働きやすい職場環境の整備

人材の確保と定着を図るためのキャリア形成の支援として、役職に応じた研修機会等を提供し、職員一人ひとりが長期的に活躍できる職場づくりを推進する。

(実施事業)

①役職員研修事業

(4) 情報収集・発信機能の強化

本会の事業を見える化し、効果的な広報・情報発信を通して、関係機関、企業、団体、地域住民との関係を構築することで、福祉への理解と協力を促進する。

(実施事業)

① 広報活動事業



NEW

(5) 業務改善やテクノロジー導入等による生産性向上

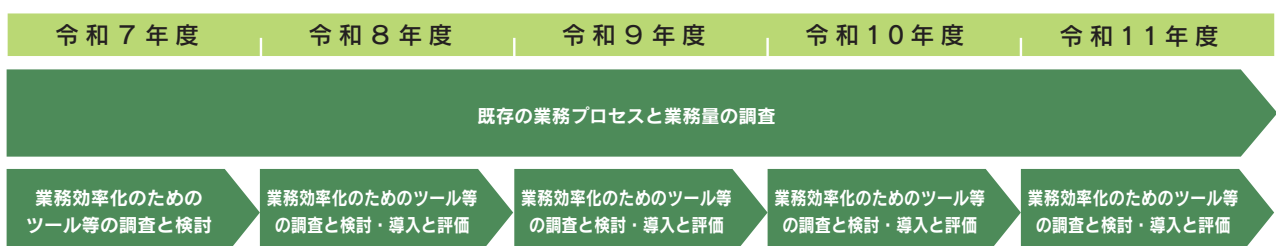
事務負担の軽減のみならず、既存事業の強化や新規事業の創出に向けた業務の効率化と生産性向上を実現するため、デジタル技術や最新のテクノロジーを積極的に導入する。

(実施事業) 案①テクノロジー活用事業

ポイント

第5次強化発展計画の期間である5年間を通じ、業務における「ムリ」「ムダ」「ムラ」の洗い出しを行うとともに、事業における業務改善に向けたAI、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）、クラウドサービスの活用等について検討を進める。

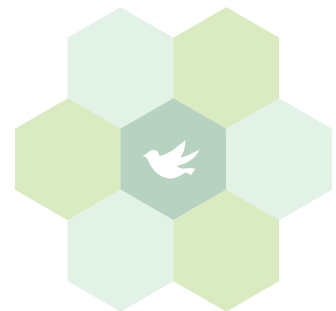
予定スケジュール案





第 **3** 章

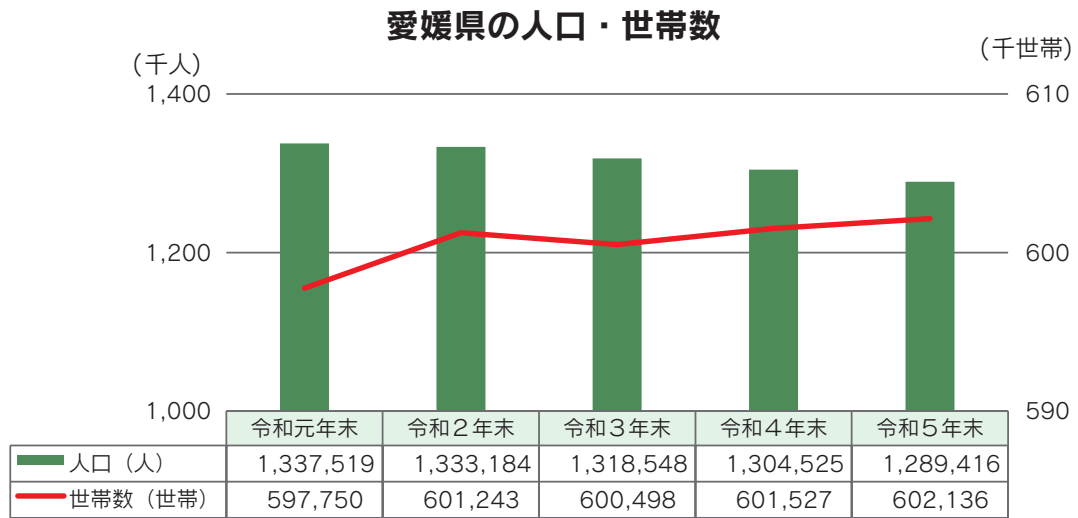
愛媛県の現状



1 人口動態

(1) 人口・世帯

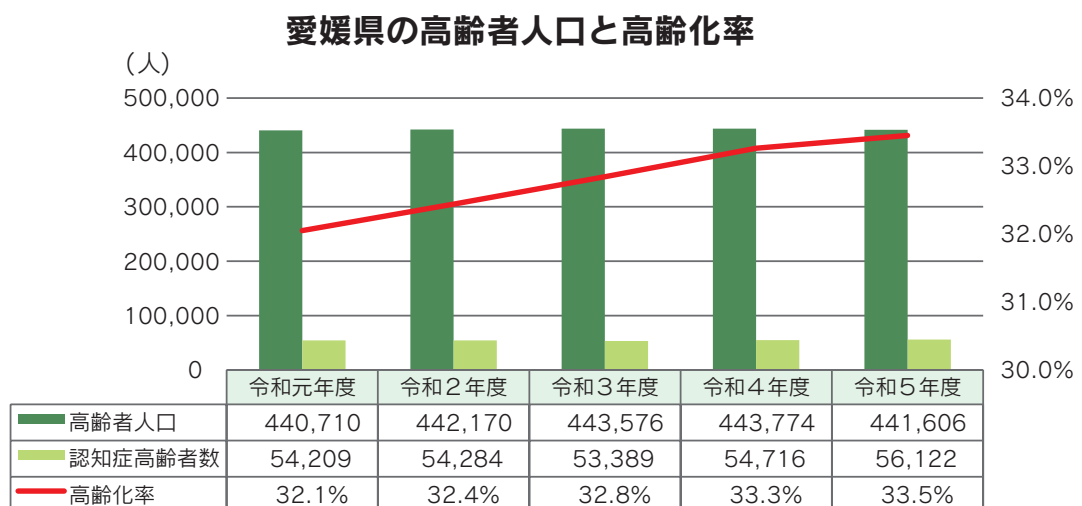
本県の人口は令和元年末が1,337,519人、令和5年末が1,289,416人と、全国の状況と同じく減少傾向にある。世帯数は各年で増減しながら推移しているが、令和元年末に比べ令和5年末には4,000世帯ほど増加しており、核家族化が愛媛県でも進行傾向にあることが推測できる。



出典：愛媛県「愛媛県推計人口公表データ」

(2) 高齢者（65歳以上）人口と高齢化率

本県の高齢者人口は、令和元年度には440,710人だったが、令和5年度には441,606人となり、896人増加している。また、高齢化率も1.4%増加しており、高齢化が進んでいる。



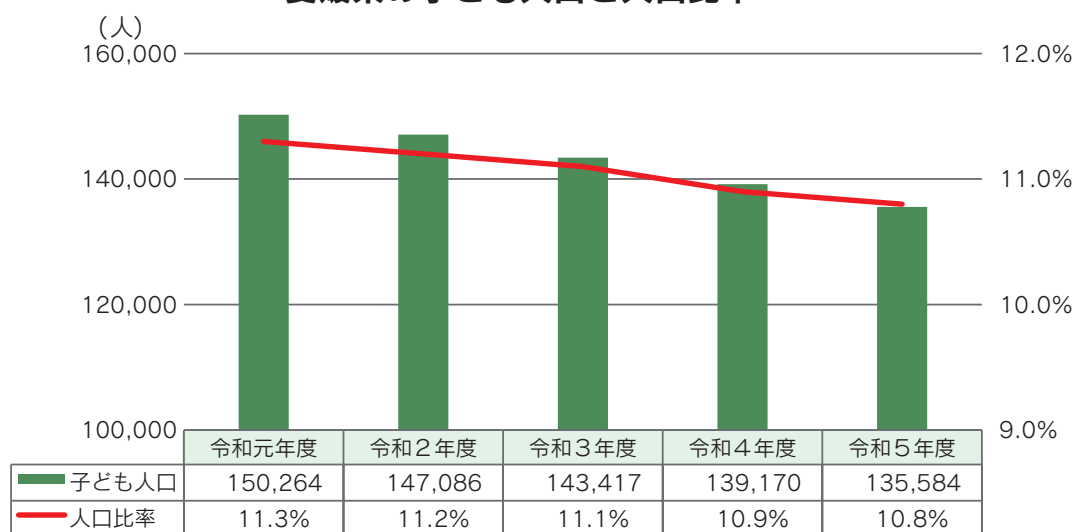
出典：愛媛県「高齢者人口等統計表」

(3) 子ども人口・出生率

① 子ども（0歳～14歳）の人口と人口比率

本県の子ども人口は、令和元年度が150,264人であったのに対し、令和5年度では14,680人減の135,584人となっている。また、総人口が減少しているにもかかわらず、総人口との人口比率が減少していることから、先の高齢化率をみても少子高齢化が進んでいる。

愛媛県の子ども人口と人口比率

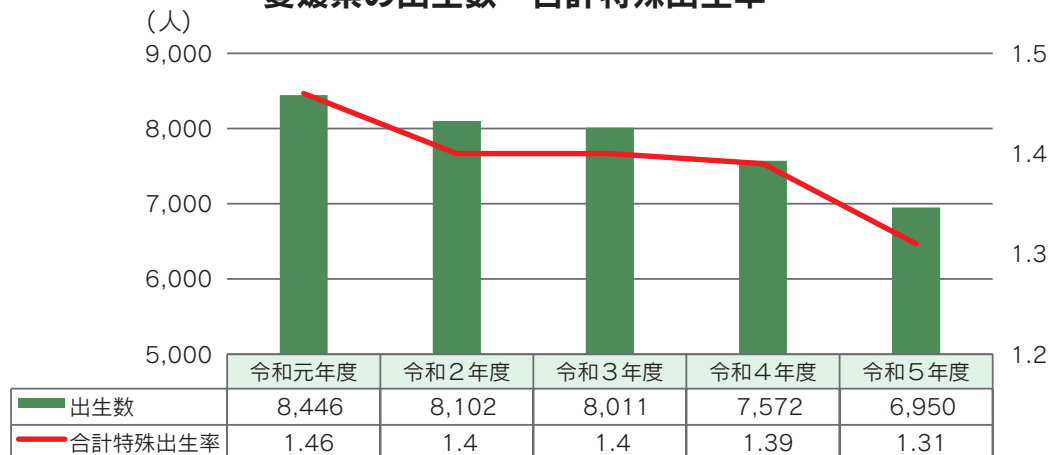


出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、動態人口及びその数」

② 出生数・合計特殊出生率

本県の出生数及び合計特殊出生率は、減少傾向である。令和元年度の出生数は8,446人、合計特殊出生率が1.46であったのに対し、令和5年度では出生数が1,496人減の6,950人、合計特殊出生率は1.31といずれも減少している。

愛媛県の出生数・合計特殊出生率

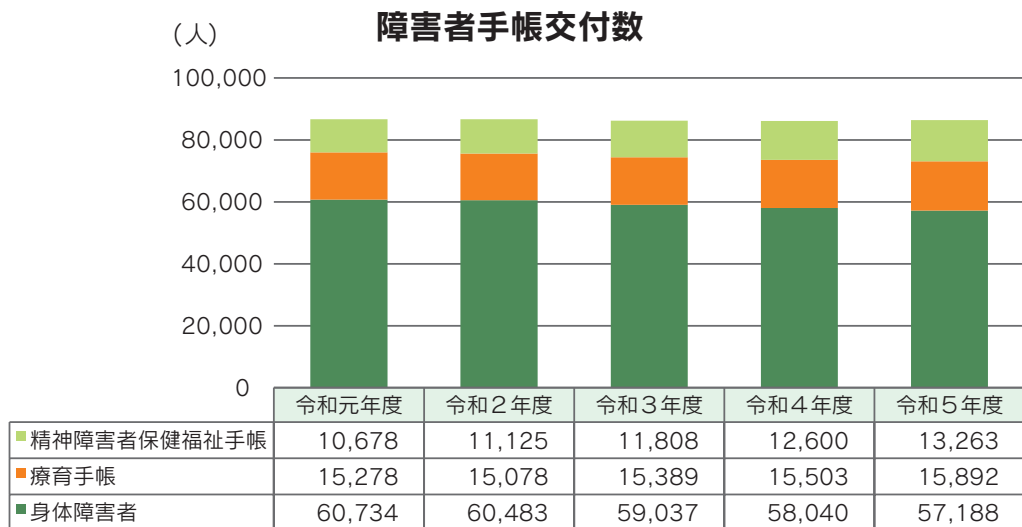


出典：厚生労働省「人口動態調査」

(4) 障がい者人口

本県の障害者手帳所持者数は令和6年3月31日時点で86,343人であり、令和元年度から比較すると347名減少している。

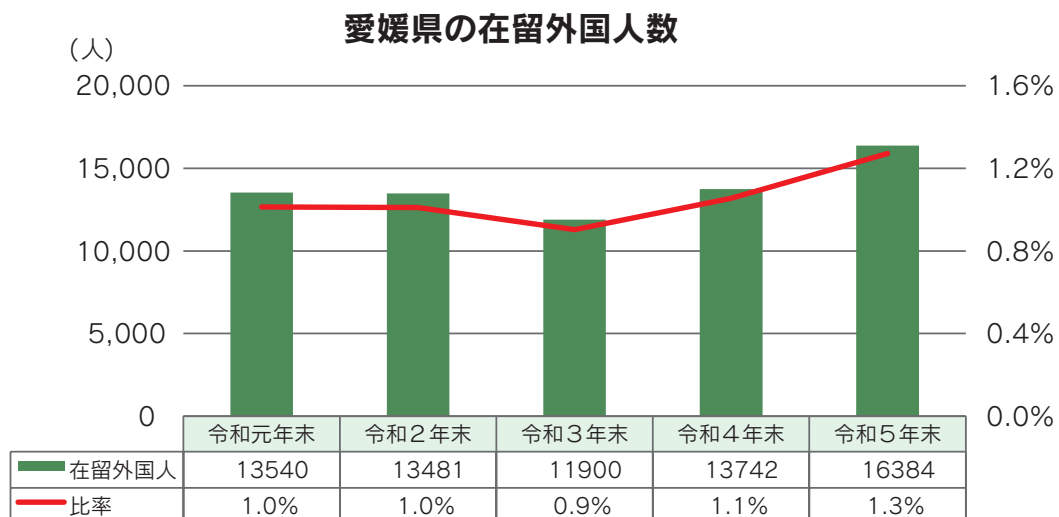
手帳の種類別では、身体障害者手帳が57,188人、療育手帳が15,892人、精神障害者保健福祉手帳が13,263人となっており、令和元年度と比較すると、身体障がい者は総人口に比例して減少しているが、療育手帳交付数は横ばい、精神障がい者は増加傾向にある。



出典：愛媛県障がい福祉課（愛媛県障がい者プラン）

(5) 外国人人口

本県の在留外国人は、コロナ禍により令和元年末から3年は減少が続いたが、令和4年末以降は増加傾向にあり、令和5年末では、過去最高の16,384人の方が生活している。

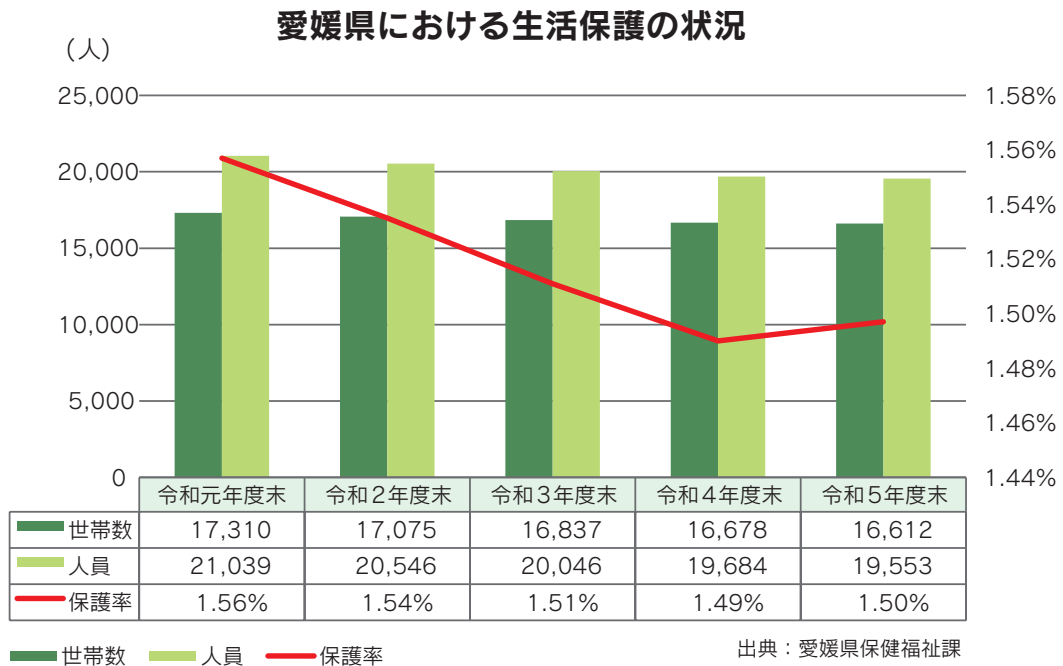


出典：出入国管理庁 令和5年度公表データ

2 生活困窮者等

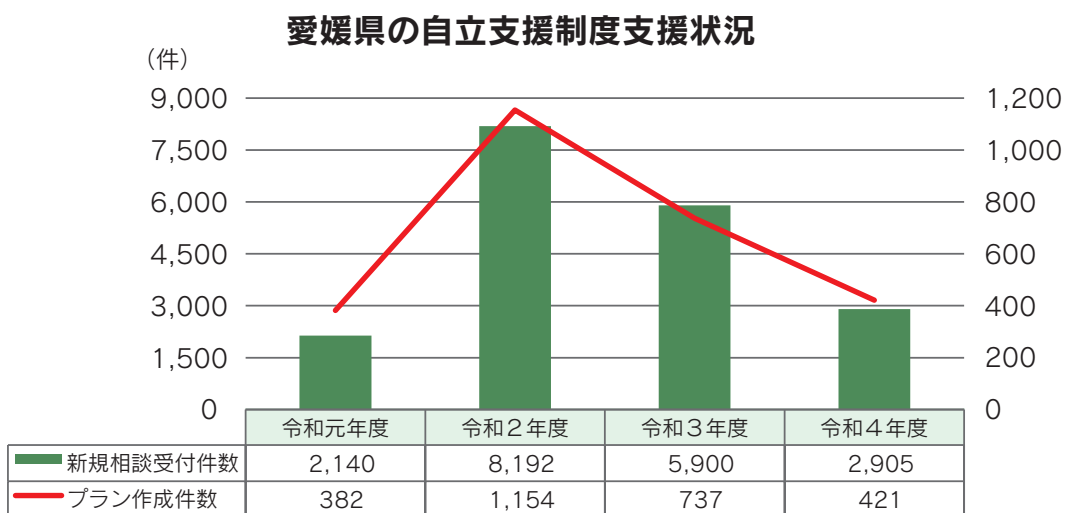
(1) 生活保護

令和元年度末以降、本県の生活保護受給世帯数、受給人員は低下している。令和5年度末の生活保護受給世帯は16,612世帯、受給人員は19,553人、保護率は1.50%である。



(2) 生活困窮者等自立支援制度

令和2年度の相談件数等の急増は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による生活困窮や失業者の増加など、社会情勢の変化が大きく影響したと考えられる。令和3年度以降、コロナ禍の影響が緩和される中で相談件数が減少しているが、依然として令和元年度を上回る水準が続いており、支援を必要とする人々が一定数存在することを示している。



3 民生委員・児童委員

本県の民生委員・児童委員は、令和2年度と令和6年度を比較すると、現員が減少し、欠員数が増加しており、充足率は低下している。

民生委員・児童委員の状況（各年度の4年1日時点の状況）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	3,649	3,649	3,649	3,652	3,652
現員	3,639	3,639	3,631	3,631	3,620
欠員数	10	10	18	21	32
充足率	99.7	99.7	99.5	99.4	99.1

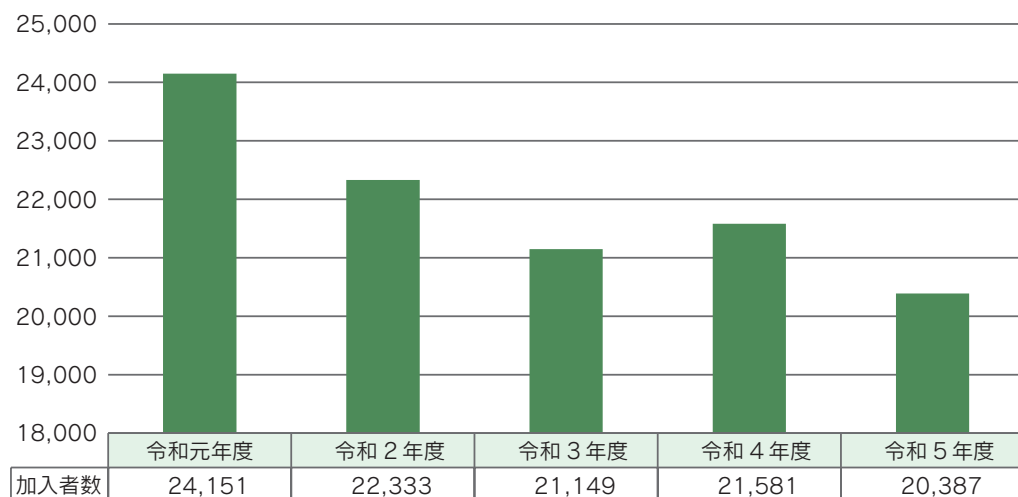
出典：愛媛県民生児童委員協議会事務局

4 ボランティア・NPO

（1）ボランティア

ボランティア保険加入者数は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、令和元年度以降、減少傾向である。令和5年度は、令和元年度から3,764人減の20,387人である。

愛媛県のボランティア保険加入者数

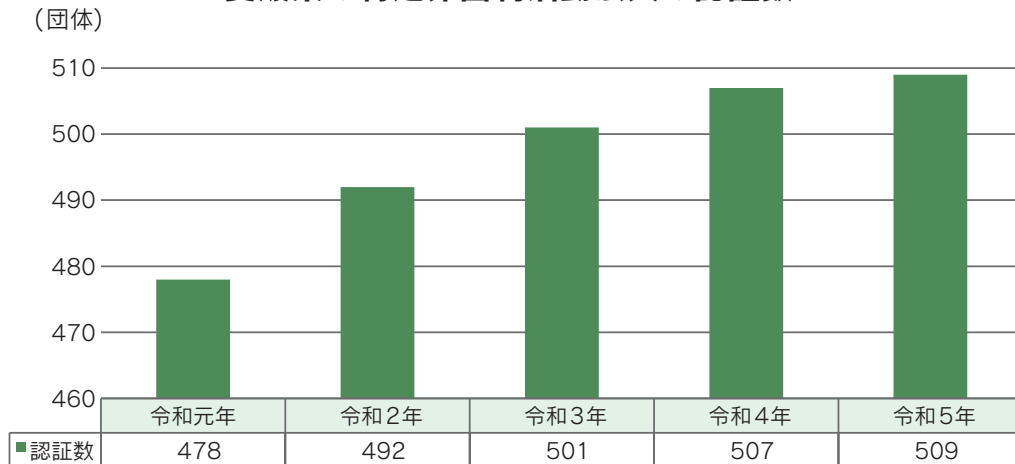


出典：株式会社福祉保険サービス

(2) NPO法人(特定非営利活動法人)

特定非営利活動法人の認証数は、増加傾向にある。令和元年は478法人であったが、令和5年には31法人増加し、509法人となっている。

愛媛県の特定非営利活動法人の認証数

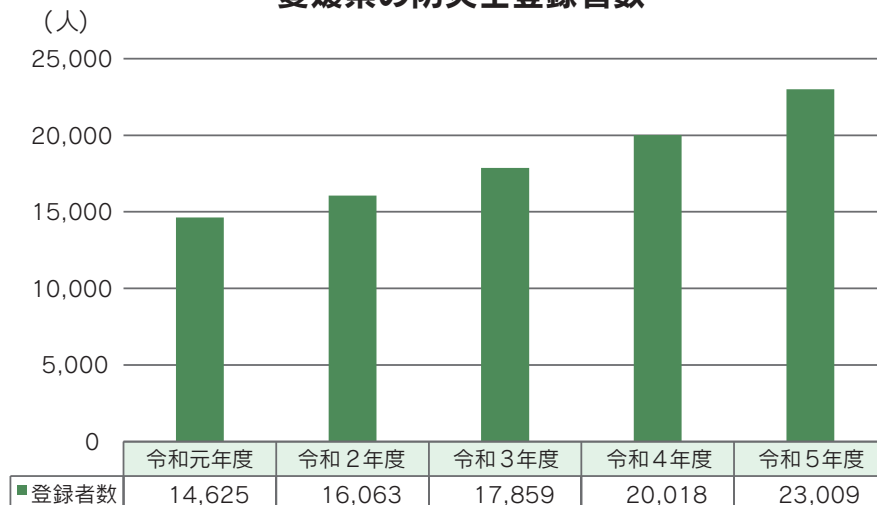


出典：内閣府ホームページ「認定・特例認定法人数（平成24年4月以降の推移）」から愛媛県を抜粋。

5 災害対策（防災士の養成）

本県で防災士の有資格者数は、増加傾向である。令和6年度10月時点で数値では、24,835人となり、これまで最も多かった東京都(24,742人)を93人上回り、全国最多となった。理由としては、松山市が南海トラフ地震などへの備えを進めようと資格取得費用を全額公費負担する等、防災士の育成に取り組んでいることや、県内での災害発生状況(※)から県民意識が向上していることが考えられる。

愛媛県の防災士登録者数



(※)・平成30年7月豪雨により、南予（特に大洲市、西予市、宇和島市）で甚大な被害が出た。

・令和6年8月8日16時43分頃に発生した日向灘を震源とする地震に伴い、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が、同日19時15に発表された。

6 福祉人材

(1) 介護人材

全国の高齢者人口がピークとなる令和22(2040)年に、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量を適切に実施するためには、令和4年度よりさらに6,200人あまりの介護職員が必要と試算されている。

(単位：人)

令和4年度	令和8年度		令和22年度	
介護職員数	必要数	不足数	必要数	不足数
31,692	34,028	2,336	37,475	6,275

出典：第9期（令和6年度～令和8年度）介護保険事業計画

(2) 保育人材

共働き世帯の増加に伴い、保育ニーズは増大している。職員配置基準の見直しや令和8年度から本格実施されるこども誰でも通園制度により、全国的に保育士不足が顕在化している。

本県においては、令和6年度に待機児童は0人となったが、有効求人倍率は全産業平均より2.96ポイント高い4.31倍と、高い水準となっている。

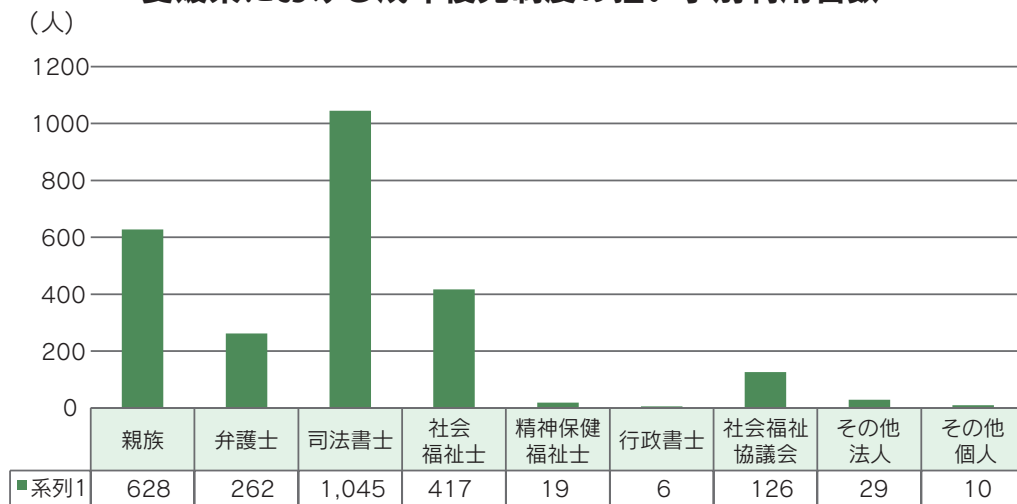
愛媛県の有効求人倍率	令和4年1月	令和5年1月	令和6年1月
保育分野	3.36	2.94	4.31
全産業平均	1.27	1.44	1.35

出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

7 成年後見制度

国では、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備するため、令和4年に第二期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定した。本県でも、成年後見制度に関する担い手の確保・育成を進めるため、愛媛県成年後見制度に関する担い手の育成方針を定め、法人後見実施団体や市民後見人の養成を進めている。

愛媛県における成年後見制度の担い手別利用者数



出典：松山家庭裁判所（令和6年8月1日時点）

8 総評

本県では、人口減少や高齢化率の上昇、出生率の低下による地域活力の低下、介護・保育分野での深刻な人材不足、外国人や障がい者を含む多様な支援ニーズの増加、南海トラフ地震への備えを含む防災対策の必要性など、地域課題が複雑化している。

こうした課題に対応するには、社協だけでなく、行政、企業、NPO、ボランティア、市民など、多様な主体が連携し、それぞれの強みを生かした協働が必要である。地域全体で課題を共有し、一体となった取り組みを進めることが求められている。



第 **4** 章

第4次強化発展計画の評価



第4次強化発展計画 総合評価

事業等区分		最終評価				
		S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
基本目標1 地域福祉活動の推進	重点項目1 市町社協活動の推進					
	1 市町社協役員研修事業			○		
	2 市町社協経営支援事業		○			
	小 計	0	1	1	0	0
	○地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、市町社協と連携し、地域の福祉・生活課題の解決に向けた会議・研修等を実施した。 ○令和3年度に迎えた市町社協法制化40周年を踏まえ、これまでの社協の活動を振り返りつつ、今後の社協のあり方や役割について本会と市町社協間の関係を密にし、課題を共有し合える関係づくりに努めた。 ○社協運営や労務管理等にデジタル技術を用いることで、経費の削減や業務の効率化を図り、持続的かつ安定的な経営ができる体制づくりについて学ぶとともに、市町社協の訪問や基礎調査等を通じて現状を把握し、それぞれの課題に対する支援に努めた。					
	重点項目2 地域づくりネットワーク活動の推進					
	3 地域福祉推進事業			○		
	4 社会福祉大会事業		○			
	5 まごころ銀行運営事業の推進		○			
	6 交通災害遺児支援事業		○			
	小 計	0	3	1	0	0
	○地域の特性を生かした生活課題の解決のため、小地域連携支援事業による諸活動を展開し、住民主体・住民参加の理念に基づく地域づくりを推進した。 ○県から受託した「地域支え合い・包括的地域福祉推進事業」の一環として包括的地域福祉推進ネットワーク会議を全県及び東・中・南予で開催し、関係団体・機関のそれぞれの活動内容等を周知し合うとともに、顔の見える関係性構築のための取り組みを進めた。 ○市町の重層的支援体制整備事業を推進することを目的に「重層的支援体制構築研修」や「重層的支援体制構築指導」を実施し、市町全体の支援機関や地域の関係者が属性や分野を超えた取り組みを柔軟に実施し、断らず受け止め、つながり続けられる支援体制の構築に向け、ネットワークの強化と連携のあり方等について研鑽した。 ○コロナ禍で3年間は中止・規模縮小での開催となったが、愛媛県社会福祉大会は令和5年度時点で72年の歴史あるイベントとして定着しており、今後も改善を図りながら継続して開催したい。					
	重点項目3 民生委員・児童委員活動の充実					
	7 民生委員・児童委員互助共励事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○民生委員・児童委員が地域福祉推進の担い手として、複雑多様な課題の解決に取り組みながら地域福祉を推進するため、「愛媛県版活動強化方策」による取り組みの実践を通じて、必要な知識の習得及び情報の共有を図った。					
	重点項目4 ボランティア・市民活動の推進					
	8 ボランティア・市民活動センター事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○県ボランティア・市民活動センターの使命のもと、地域共生社会の実現に向けたプラットフォームづくりを推進するとともに、地域における連携・協働の在り方の検討と情報提供機能の強化を図った。 ○センターには各プロジェクト委員会を設置し、県域のボランティアセンターの機能強化や学習指導要領の改訂に応じた福祉学習を推進し、ボランティアコーディネーターの資質向上を図るとともに、災害ボランティアセンター中核スタッフ養成研修の開催を通じて市町社協の災害支援活動の強化と平時の地域における防災・減災活動の要となる中核人材の育成に努めた。					
	重点項目5 高齢者等の社会参加促進					
	9 生きがいづくり推進事業		○			
	10 推進機構運営事業		○			
	小 計	0	2	0	0	0
	○ねんりんピックでは、同大会への選手派遣等を通じて、高齢者のスポーツや文化活動への取り組みを活性化させ、高齢者の社会参加を促進した。令和5年度には本県で「ねんりんピック愛媛のえひめ2023」が開催され、県内788名の選手が白熱したプレーを繰り広げ、全国から訪れた選手との交流を図ることができた。 ○高齢者大学校では、受講者間の交流や仲間づくり、今後の継続活動を通じて、高齢者の健康や生きがいづくりを促進し、社会参加や生涯学習の推進を通じて地域社会の活性化に貢献した。					
	合 計	S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
		0	8	2	0	0

第4次強化発展計画 総合評価

事業等区分		最終評価				
		S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
基本目標2 生活支援・権利擁護の推進	重点項目1 権利擁護機能の強化					
	11 福祉サービス利用援助センター事業		○			
	12 法人後見支援センター事業		○			
	小 計	0	2	0	0	0
	○福祉サービス利用援助事業の適正運営と不祥事防止のため、市町社協への訪問支援を行い、書類及び状況の確認を行うとともに、専門員連絡会等を開催し、適正な事業執行に努めた。 ○成年後見制度利用促進セミナーを開催し、成年後見制度を必要とする方が利用しやすい制度となるよう周知啓発を行うとともに、権利擁護支援の担い手となりうる市町社協や社会福祉法人等を対象に権利擁護推進のための担い手養成学習会を開催し、権利擁護機能の強化に努めた。					
	重点項目2 総合相談機能の強化					
	13 運営適正化委員会事業		○			
	14 高齢者権利擁護事業		○			
	小 計	0	2	0	0	0
	○高齢者相談センターでは、介護や住まい、金銭、家族間の問題など、高齢者が抱える多様な生活課題に関する相談に対応し、助言や情報提供、適切な機関・制度・サービスにつなげることで、相談者の課題解決や悩みの軽減を図った。 ○運営適正化委員会では、運営監視部会を通じて福祉サービス利用援助事業の実施状況を監視するとともに、市町社協への現地調査を実施し、同事業の運営適正化に取り組んだ。また、苦情解決部会では、福祉サービス利用者やその家族等から寄せられる苦情に対応し、公正・中立な第三者的立場で事業所と利用者等の間に立ち、適切な解決を図った。 ○関係機関の職員を対象に、「要援護者による虐待」と「施設従事者による虐待」の2つのテーマを隔年で取り上げ、高齢者虐待対応の研修を実施し、高齢者の権利擁護に携わる人材の育成に努めた。					
	重点項目3 生活困窮者等自立支援の推進					
	15 地域生活定着支援センター事業		○			
	16 愛の基金貸付事業		○			
	17 生活困窮者等支援事業			○		
	18 ひとり親家庭高等職業訓練資金貸付事業		○			
	19 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業		○			
	20 生活福祉資金貸付事業	○				
	21 要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業		○			
	22 臨時特例つなぎ資金貸付事業				○	
	小 計	1	5	1	1	0
	○高齢・障がい等の福祉的支援を必要とする本県矯正施設対象者や他県から本県への帰住を希望する矯正施設退所者の帰住先の確保を調整するとともに、福祉サービス利用等のコーディネートや相談支援、帰住後のフォローアップなどの継続支援に努めた。また、松山地方検察庁や松山保護観察所、県弁護士会、県担当課と「被疑者等支援業務（入口支援業務）」の開始に向けた意見交換を行い、円滑な実施に向けた体制づくりを進めるとともに、令和4年7月から同業務に取り組んでいる。 ○長引く物価高騰等で厳しい状況が続く低所得世帯への新たな支援として、本会が行う緊急食糧支援ネットワーク事業に愛媛県が補助し、住民税均等割世帯へ1万円相当の食料品を1,673世帯に支給した。また、生活困窮者等自立支援を図るため、貧困対策として、各種貸付事業の充実を図り、子ども支援団体の育成、えひめ子ども支援ネットワーク会議や生活困窮者自立支援ネットワーク会議、生活困窮者自立支援研修会の開催、入居債務保証支援事業等の強化を図った。 ○コロナ対応で実施した生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金、総合支援）は、令和4年9月末まで貸付を行い、現在は償還及び今もなお生活困窮にある人への支援に市町社協等と連携して取り組んでいる。 ○生活困窮者等自立支援を図るため、貧困対策として、各種貸付事業の充実を図り、子ども支援団体の育成、えひめ子ども支援ネットワーク会議や生活困窮者自立支援ネットワーク会議、生活困窮者自立支援研修会の開催、入居債務保証支援事業や緊急食糧支援ネットワーク事業の強化を図った。					
	重点項目4 福祉サービス評価事業の推進					
	23 地域密着型サービス外部評価事業		○			
	24 福祉サービス第三者評価事業		○			
	小 計	0	2	0	0	0
	○福祉サービス第三者評価の調査者養成研修等を実施し、調査者等のスキルアップを図るとともに、円滑な受審に努めた。 ○地域密着型サービス外部評価事業は、調査員の勉強会を実施することにより、以前に調査員資格を有していた本会職員の復帰に繋げるとともに、継続して外部評価の訪問調査からサービスの公表までに要した期間の短縮に努めるなど、サービスの質の向上を図った。					
	合 計	S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
		1	11	1	1	0

第4次強化発展計画 総合評価

事業等区分		最終評価				
		S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
基本目標3 福祉人材支援体制の充実	重点項目1 福祉人材確保・定着の促進					
	25 福祉人材センター事業		○			
	26 福祉・介護人材確保事業		○			
	27 保育士・保育所支援センター事業		○			
	28 介護福祉士修学資金等貸付事業		○			
	29 保育士修学資金貸付等事業		○			
	小 計	0	5	0	0	0
	○福祉人材の確保・定着を図るため、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センターで各種事業を実施した。 ○福祉人材無料職業紹介事業の実施と併せ、福祉分野への就職希望者と職員を募集する求人事業所が一堂に会する職場説明会の開催、福祉人材のすそ野を広げるため、動画配信サイトやSNSを活用した「福祉・介護」の魅力発信・イメージアップなど、福祉人材の確保と将来の就職につなげるための各種事業を積極的に展開した。 ○保育士・保育所支援センターや外国人介護人材支援センターの運営を通じ、保育士や外国人介護人材の相談・支援、職場への定着促進を図るとともに、介護の周辺業務の担い手となる介護助手の雇用を促進するための「介護人材就労支援事業」や介護の基本的な知識や技術を身につけてもらうための「介護の入門的研修事業」の実施を通じて、地域の潜在的な人材の確保と就労支援に努めた。 ○全国的に慢性的な福祉分野の人材不足を解消するため、介護福祉士や保育士等の人材確保と職場定着を目指し、資格取得のための修学資金や再就職のための準備金等の貸付事業の適切な実施に努めた。					
	重点項目2 福祉人材育成・資質向上の促進					
	30 福祉職員階層別研修事業		○			
	31 社会福祉士資格支援事業					○
	32 介護福祉士資格支援事業					○
	33 介護支援専門員資格支援事業		○			
	34 介護員養成研修事業			○		
	35 福祉用具専門相談員資格支援事業					○
	36 教員志願者介護等体験事業			○		
	37 介護支援専門員実務研修等事業		○			
	38 介護支援専門員専門研修事業		○			
	39 主任介護支援専門員研修事業		○			
	40 介護支援専門員試験事業		○			
	41 会館介護事業		○			
	42 介護普及事業			○		
	43 認知症介護実践者研修事業		○			
	小 計	0	8	3	0	3
	○福祉施設に従事する職員を対象に、それぞれの階層で必要なスキルや姿勢を身につけることを目的とした研修を実施し、キャリアパスと人材育成に努めるとともに、介護支援専門員等の受験対策講座を開催し、受験予定者の資格取得と福祉人材の資質向上を支援した。 ○介護支援専門員法定研修では、介護保険をはじめとする社会保障制度や取り巻く環境の変化、多様化・複雑化する利用者像に対応するためのケアマネジメント手法や技術等の習得を支援することで、介護支援専門員の質の向上を図った。 ○介護実習・普及センターでは、利用者及び介護職員の安心・安全を図るため、「持ち上げない・引きずらない介護」を実現するノーリフティングケアの普及に努めるとともに、介護ロボットプラットフォーム事業を通じて、介護現場へのテクノロジー等の導入を促進し、介護業務の生産性向上を図った。					
	重点項目3 事業者支援体制の充実					
	44 退職共済支援事業		○			
	45 福利厚生事業		○			
	46 サービス向上研修事業					○
	47 社会福祉法人連携促進事業		○			
	48 地域協議会事業				○	
	小 計	0	3	0	1	1
	○「県退職共済支援事業」の安定的な運用に努めることにより、加入事業所の職員が安心して働ける職場環境の整備を図った。 ○魅力的な職場づくりを目指し、福利厚生センター会員と家族を対象に、観劇、映画鑑賞チケットや体験ギフトの斡旋や抽選会を開催して「会員交流事業」を実施した。 ○社会福祉法人会計基準の理解を深めるために「社会福祉法人会計研修会（階層別）」を実施し、社会福祉法人の社会貢献活動についての機運を高めるとともに、職員の資質向上を図った。					
	重点項目4 種別協議会・団体等の活動支援					
	49 種別協議会事務受託		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○8種別団体の事務局事務を受託し、県社協のノウハウやネットワークを生かしながら研修会等の事業推進に努めた。					
	合 計	S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
		0	17	3	1	4

第4次強化発展計画 総合評価

事業等区分		最終評価				
		S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
基本目標4 災害支援体制の構築	重点項目1 被災者生活再建の推進					
	50 地域福祉推進事業			○		
	小 計	0	0	1	0	0
	○県域及びブロックでの4者連携の枠組みの構築に向け、災害対応を軸とした会議や研修を行い、平時から顔の見える関係性づくりや重層的支援体制整備の充実を図った。 ○平成30年7月豪雨災害による被災地支援を継続しながら、次の災害への備えとして、災害ケースマネジメントや重層的な支援の実施が可能になるよう多者連携による情報共有や課題解決の手法等を学ぶことでレベルアップを積極的に実施した。					
	重点項目2 災害支援ネットワークの強化					
	51 災害ボランティア活動支援事業		○			
	52 災害時福祉支援地域連携事業		○			
	小 計	0	2	0	0	0
	○大規模災害の発生に備え、災害ボランティアセンターを円滑に運営するため、災害ボランティア研修の実施を通して、市町社協職員や地域住民、ボランティア等の様々な分野の人々が防災意識についての機運を高めるとともに、「災害にも強いまちづくり」に努めた。 ○令和6年能登半島地震では、被災地からの要請に基づき、全社協会及びブロック幹事県社協による調整のもと、石川県志賀町と珠洲市に、四国ブロックから1クール7日間で切れ目なく社協職員の派遣を行った。本県においては、本会及び市町社協から延べ51名の職員を派遣し、全国各地から集った社協職員とともに被災地災害ボランティアセンター業務の支援を行った。 ○県から災害時福祉支援地域連携事業を受託し、災害時に一般避難所等に派遣される災害派遣福祉チーム（DWA T）の支援体制と連携強化を目的に、県内の支援団体や関係機関で構成する連絡会議を開催したほか、県や市町の総合防災訓練へ参加協力をするなど、支援体制の整備に努めた。					
	重点項目3 人材確保・育成の強化					
	53 災害ボランティア基金事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○災害ボランティア活動支援金のパンフレットを作成し、被災地で活動するボランティアを支援するための支援金の募集を行った。 ○平時から災害時に活用する物資の管理を行うとともに、平成30年7月豪雨災害関係を主とした寄付金の運用について、被災地でのボランティア活動助成や今後の大規模災害への備え等、効果的な活用方法について検討した。					
	重点項目4 事業継続計画（BCP）の策定					
	54 事業継続計画（BCP）策定		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○大規模な自然災害、感染症の蔓延等により通常の職員体制での業務遂行が困難となった事態が生じて、重要な事業を中断又は中断しても可能な限り短い期間で復旧するよう、令和3年3月にBCPを策定し、継続的に同計画の点検・検討に取り組んでいる					
	合 計	S (拡大) 0	A (現状維持) 4	B (要改善) 1	C (縮小) 0	D (完了・廃止) 0

第4次強化発展計画 総合評価

事業等区分		最終評価				
		S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
基本目標5 組織・経営基盤の強化	重点項目1 法人組織機能の強化					
	55 法人運営事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○理事会・評議員会の機能強化を図るため、出席率の向上を図るとともに、適正な法人運営を行うべく定款の変更、各種規程の改定、理事・評議員の選任など、必要な協議・検討を行った。 ○監事及び会計監査人と連携し、適正な事業執行体制及び内部統制、機能強化を図った。 ○第4次強化発展計画（令和2～6年度）の実現のため、既存事業の充実強化や新規事業に取り組むとともに、受託・補助事業の継続及び会費や収益事業の拡充、新たな財源確保等、財政基盤の確立を図った。					
	重点項目2 職員育成・環境整備の強化					
	56 役職員研修事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○内部研修の充実を図り、eラーニング、消防訓練、新任職員研修、内定した職員に向けた説明・研修会等を実施するとともに、入職5年未満の職員を対象とした職場内交流会や自動車教習所での安全運転講習を実施するなど、新たな取り組みも導入しながら、職員の知識・資質向上にめた。 ○職員会議や管理職会議を定期的に開催し、事業の進捗状況など情報の共有化に努めた。					
	重点項目3 情報収集・発信機能の強化					
	57 広報活動事業		○			
	小 計	0	1	0	0	0
	○ホームページやパンフレット、機関誌を活用し、県民や関係者への情報発信・情報提供に努めた。 ○利用者の利便性、職員の操作性向上等のため、ホームページの環境整備（ウェブアクセシビリティへの対応、サーバ移設等）を実施した。					
	重点項目4 経営・財政基盤の強化					
	58 収益事業			○		
	59 総合社会福祉会館事業		○			
	小 計	0	1	1	0	0
	○本会発行の資料や福祉関係書籍の販売、所有する土地の有効活用等による財源確保に努めており、今後も事業の実施に必要な財源の確保に努める必要がある。 ○県総合社会福祉会館の指定管理者として適切な維持・管理に努めているが、築後30年が経過し経年劣化等への対応が今後さらに求められることから、県と協議しながら保守・修繕を進める必要がある。					
	合 計	S (拡大) 0	A (現状維持) 4	B (要改善) 1	C (縮小) 0	D (完了・廃止) 0

総 合 計	S (拡大)	A (現状維持)	B (要改善)	C (縮小)	D (完了・廃止)
	1	44	8	2	4

評価の総括

今回の評価を通じて、本会事業の実施状況とその成果を確認し、改善すべき課題と今後の取り組みについて、以下のとおり整理した。

○地域福祉の推進においては、市町社協や多様な関係機関との連携を強化しながら福祉サービスや支援の充実を図ってきたが、地域間での格差は依然として存在し、包括的な支援体制の整備が必要であることが浮き彫りとなった。ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進行に伴い、地域生活課題はますます複雑化しており、単一の制度や事業では十分に対応できないケースが増加している。このような状況下で、地域住民が主体となり、支え合いながら安心して暮らせる仕組みを構築していく必要がある。

○一方で、生活困窮者等の要援護者支援においては、物価高騰や雇用環境の変化など、さまざまな課題が浮上している。特に、低所得世帯や高齢者世帯を中心に、低賃金や不安定な雇用、医療費負担の増加、教育格差、社会的孤立などが要因となり、自力での生活維持や社会参加が困難で、単なる経済的支援にとどまらないケースが増加している。それらのケースに対しては包括的な伴走型支援が必要となり、市町社協との連携を強化し、個別の状況に応じた柔軟な支援策を講じることで、生活の立て直しを支援する体制をさらに充実させていくことが求められる。また、権利擁護支援についても、高齢者や障がい者の増加等に伴い、成年後見や福祉サービス利用援助事業の利用促進や地域での支援体制の整備が喫緊の課題となっており、地域住民や関係機関と連携しながら、適切な支援が行き届く仕組みを構築していく必要がある。

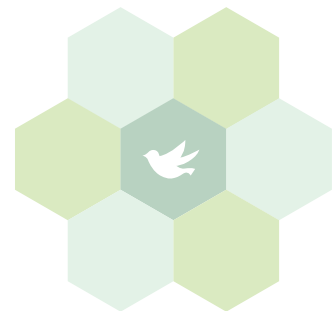
○また、福祉人材については、深刻な人手不足が続いており、介護・福祉分野における担い手の確保が喫緊の課題となっている。本会では、福祉職員の研修や資格取得支援、キャリア形成支援などさまざまな事業を実施してきたが、若年層の福祉分野への就職意欲の低下や現場の負担感の増大による離職率の高さといった問題が依然として残っている。そのため、単なる人材確保にとどまらず、働きやすい職場環境の整備、業務負担を軽減するためのテクノロジー導入、賃金等の処遇改善、さらにはノーリフティングケアの導入など、多角的なアプローチを推進することが重要である。これらの取り組みを通じて、介護現場の負担を軽減し、業務の効率化を図るとともに、利用者の安全・安心を確保することが求められる。また、幅広い世代の就業意欲を高めるために、介護職の社会的意義ややりがいを伝え、介護職に対する理解と関心を深め、介護の魅力を発信することが重要である。ため、今後も時代や地域の実情に応じた柔軟かつ実効性のある取り組みを推進する。

○さらに、災害支援体制の強化も重要な課題として挙げられる。近年、全国的に自然災害が頻繁に発生しており、本県においても南海トラフ地震や集中豪雨などの大規模災害への備えが急務となっている。本会では、災害時対応の担い手の育成や市町社協との連携強化を進めてきたが、災害時の支援ニーズが多様化する中で、より実践的な訓練の実施や支援体制の充実が求められる。特に、災害復興支援体制の構築やDWA Tとの連携強化など、災害時における要援護者への支援を充実させるための具体的な対策を進めていく必要がある。

○以上のような結果を踏まえ、第5次強化発展計画における基本目標や重点項目を6ページ（体系図）のとおり策定した。これに基づき、多様な主体との協働を一層推進し、支え合いの仕組みを地域全体で構築することを目指すとともに、要援護者への伴走型支援や福祉人材の確保・育成・定着、テクノロジーの活用による業務改善、災害支援体制の拡充など、各分野でさまざまな事業を展開し、誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現を目指すため、今後も時代や地域の実情に応じた柔軟かつ実効性のある取り組みを推進する。



參考資料



愛媛県社会福祉協議会 第1次～第5次強化発展計画の移り変わり

項目	第1次	第2次	第3次
期 間	平成17年度～21年度	平成22年度～26年度	平成27年度～31年度（令和元年度）
基本理念	民間の地域福祉推進団体として、「自立・共生」を活動の柱に、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、民間社会福祉の立場で福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指す。	民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指す。	
使 命	なし	①福祉の心を文化として持つ地域コミュニティの創生 ②福祉の心と知識・技術を持った人材の育成 ③安心できる自立した誇りある生活のための支援	
基本目標1	福祉サービス利用者支援体制の構築	生活支援・権利擁護体制の構築	生活支援・権利擁護体制の構築
重点項目	①地域福祉権利擁護事業の推進 ②苦情解決事業の推進 ③資金貸付事業の推進 ④総合相談事業の推進	①福祉サービス利用援助事業の推進 ②運営適正化事業の推進 ③評価・調査事業の推進 ④低所得者世帯の支援 ⑤高齢者の生活・生きがい支援 ⑥交通災害遺児の支援 ⑦地域生活定着支援事業 ⑧東日本大震災支援事業の推進	①権利擁護事業の推進 ②運営適正化事業の推進 ③評価・調査事業の推進 ④地域生活定着促進事業の推進 ⑤生活困窮者等自立支援事業の推進
基本目標2	地域福祉活動支援体制の構築	小地域活動支援体制の構築	地域福祉・ボランティア市民活動支援体制の構築
重点項目	①市町社協への支援 ②民生児童委員活動への支援 ③市民活動団体への支援 ④多様なネットワークの推進 ⑤高齢者の生きがい・健康づくり支援	①市町社協の支援 ②地域づくりネットワークの強化 ③民生委員・児童委員活動の支援	①市町社協運営基盤の強化 ②地域づくりネットワークの強化 ③民生委員・児童委員活動の支援 ④ボランティア・市民活動事業の推進 ⑤高齢者社会参加活動支援事業の推進 ⑥まごころ銀行運営事業の推進 ⑦福祉基金活用事業の実施
基本目標3	ボランティア活動支援体制の構築	ボランティア・市民活動支援体制の構築	社会福祉事業者・従事者支援体制の構築
重点項目	①ボランティア・市民活動の普及及び振興 ②福祉教育の推進 ③災害救援ボランティア活動の推進	①ボランティア・市民活動の推進 ②福祉教育の推進 ③災害ボランティア活動の支援	①福祉人材育成・確保・定着事業の推進 ②福祉人材修学支援事業の推進 ③資格取得支援事業の推進 ④ケアマネジメント向上支援事業の推進 ⑤介護力向上支援事業の推進 ⑥退職共済支援事業の推進 ⑦福利厚生事業の推進 ⑧福祉事業者支援事業の推進 ⑨種別協議会との連携及び活動の支援
基本目標4	社会福祉従事者支援体制の構築	社会福祉事業者・従事者支援体制の構築	事業推進のための組織・経営基盤の確立
重点項目	①福祉人材の確保 ②研修システムの構築 ③介護支援専門員の資質向上に関する事業の充実 ④介護に関する知識・技術の普及に関する事業の推進 ⑤福利厚生センター事業の推進	①福祉人材の確保 ②福祉人材の資質向上 ③介護支援専門員の養成・資質向上 ④介護の知識・技術の普及 ⑤社会福祉施設の経営支援 ⑥福利厚生の充実 ⑦種別協議会活動の支援	①理事会等の機能強化 ②経営の透明性の確保と広報活動の強化 ③事業実施財源の確保等経営基盤の確立 ④愛媛県総合社会福祉会館の効果的運営
基本目標5	社会福祉事業者支援体制の構築	広い支持を背景とした自立・安定した経営の確立	
重点項目	①種別協議会の主体的活動の支援 ②社会福祉施設の経営支援	①理事会等の機能強化 ②安定経営の推進 ③広報・提言機能の強化 ④県社協職員の育成	
基本目標6	新たな県社協組織・運営体制の構築		
重点項目	①理事会、監事会、評議員会の機能強化 ②会員制度の整備、拡充 ③自主・民間財源の計画的造成 ④公的財源の確保対策の強化 ⑤県社協職員の育成 ⑥効率的な事務局、実施体制の確立		

愛媛県社会福祉協議会 第1次～第5次強化発展計画の移り変わり

項目	第4次	第5次
期 間	令和2年度～6年度	令和7年度～11年度
基本理念	民間の地域福祉推進団体として、地域住民や市民活動団体等との密接な連携のもと、「自立・共生」を活動の柱に福祉サービス利用者の自立支援を保障し、かつ県民の福祉環境・福祉文化の構築を目指す。	地域福祉の中核として、多様な主体とともに時代の変化に対応しながら誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指す。
使 命	なし	○現在の地域福祉を支える 『3つの視点』 ○未来の地域社会を創る ○組織の魅力を高める
基本目標1	地域福祉活動の推進	誰もが助け合い支え合う地域をつくる
重点項目	①市町社協活動の推進 ②地域づくりネットワーク活動の推進 ③民生委員・児童委員活動の充実 ④ボランティア・市民活動の推進 ⑤高齢者等の社会参加促進	①市町社協の経営支援と連携強化 ②地域住民のつながり強化と福祉学習の普及・促進 ③多様な世代の社会参加と集いの場づくりの促進 ④地域を基盤としたソーシャルワークの展開
基本目標2	生活支援・権利擁護の推進	支援を必要とする人を地域の中で持続的に支える
重点項目	①権利擁護機能の強化 ②総合相談機能の充実 ③生活困窮者等自立支援の推進 ④福祉サービス評価事業の推進	①生活困窮者等の自立に向けた支援 ②地域住民の権利や尊厳の確保とその人らしい生活の支援 ③ニーズを取りこぼさないための仕組みの構築 ④福祉サービスの評価等による質の向上支援
基本目標3	福祉人材支援体制の充実	専門性の高い多様な福祉の支え手を育む
重点項目	①福祉人材確保・定着の促進 ②福祉人材育成・資質向上の促進 ③事業者支援体制の充実 ④種別協議会・団体等の活動支援	①福祉人材の資質向上に向けた育成支援の推進 ②種別協議会、養成校、団体等との連携や活動支援 ③福祉人材の確保に向けたニーズ把握・マッチング・定着の推進 ④福祉の魅力の発信と潜在的な福祉人材の発掘 ⑤介護テクノロジーを活用した業務の効率化及び働きやすさ向上の支援
基本目標4	災害支援体制の構築	住民の暮らしを守る災害支援体制を拡充する
重点項目	①被災者生活再建の推進 ②災害支援ネットワークの強化 ③人材確保・育成の強化 ④事業継続計画（BCP）の策定	①災害時対応の担い手養成による支援体制の充実 ②災害復興支援体制の構築とDWATとの連携強化 ③災害ボランティア活動への人的・物的支援
基本目標5	組織・経営基盤の強化	多様なパートナーシップによる福祉の進展と新たな価値の創造を目指す
重点項目	①法人組織機能の強化 ②職員育成・環境整備の強化 ③情報収集・発信機能の強化 ④経営・財政基盤の強化	①社会福祉法人の経営状況や諸課題及び関連制度等の分析と支援 ②地域課題の解決を目的とする様々な団体等との連携・協働 ③「社協」×「〇〇」による新たな取り組みの推進
基本目標6		社会的役割を果たすための組織の基盤を強化する
重点項目		①経営資源（人・物・財・情報）の効率的な活用及び新たな財源の確保 ②法人組織機能の強化 ③職員の確保・育成・定着に向けた働きやすい職場環境の整備 ④情報収集・発信機能の強化 ⑤業務改善やテクノロジー導入等による生産性向上

第5次強化発展計画 策定プロセス

アドバイザー

- ・計画作成の方針や方向性のアドバイス、講義等

職員グループワーク（管理職を除く正規職員・業務専門員 35名）

- ・本会のビジョン、目指す方向性、役割等の意見出し

ワーキンググループ（各課若手・中堅職員 12名）

- ・職員や管理職の意見を集約し、基本理念・基本目標・重点項目を策定。
- ・小グループに分かれ議論・案作成を実施。
- ・作成した案を管理職会や理事会に提案。

管理職会議

- ・計画全体の進行管理。
- ・ワーキンググループが作成した案の検討・承認。
- ・ワーキンググループから体系図案や計画案の提案を受け、改善点をフィードバック。

市町社協へ意見照会

11/29 ～ 12/20

総合企画委員会で計画案の提案・承認

2/18

理事会で計画案の提案・承認

3/12

評議員会で計画の提案・承認

3/21

第5次強化発展計画 策定メンバー名簿

【ワーキンググループ】

経営管理課 主査 楠 井 智 恵
主査 近 藤 朋 也
法人振興課 主任 ◎宮 崎 慎 也
主事 石 丸 拓 実
地域福祉課 主事 高 瀬 慶
主事 松 本 涼 子
生活支援課 主任 ○木 口 雄 典
主査 荒 木 孝 宣
人材研修課 主査 峯 下 芳
主事 ○友 澤 幸 恵
長寿推進課 主事 平 田 朱 里
主事 菅 野 雄 椰
(◎リーダー、○サブリーダー)

【アドバイザー】

新見公立大学 講師 雑 賀 正 彦

【進行管理】

長寿推進課 主幹 森 田 貴 昭
経営管理課 主幹 大 戸 ゆかり
地域福祉課 主幹 葛 本 啓 士

※所属・職名は令和7年3月31日時点

ワーキンググループメンバーからひと言

職員同士で意見を出し合い、協力することで、自分では考えられなかった新しい視点に気付いたり、新しい発見がありました。

全職員が関わる策定プロセスにより「自分たちの組織を考える！」という「我が事」意識を持つことができました。新規事業も進め、のびしろのある県社協を目指しています。

基本理念を大きく見直しました！本計画を検討する中で「県社協が大事にすることってこういう所だよ」と、メンバー内で共通の理解を持てた内容を端的に表現できたと思います。

新たな取り組みとして「社協×〇〇」「災害支援体制の深化」「業務改善や生産性向上」というキーワードが挙がりました。取り組みを着実に進めた先に、5年後の県社協がどんな組織に成長しているのか想像が膨らみます。

本計画は、各課の若手・中堅職員を中心に、5年後、10年後の県社協をイメージして作りました。県社協の役割や目標、日々の業務について年齢や部署に関係なく、みんなでワクワクしながら作り上げました。

役職や部署等に関わらず、職員同士で意見を出し合い、形にしていく過程で、思いを共有するとともに、全体的な取り組みや方向性について学びを深めることができました。

目の前のことだけにとらわれるのではなく、その先にも目を向けること、地域福祉推進のためには組織が存続しなくては、との思いから「3つの視点」を入れました。

「基本理念」を重心として「6つの基本目標」を掲げることを「高い強度（実現を目指す意志）」と「高い衝撃吸収性（時代の変化への対応）」を備えたハニカム構造に見立てて、体系図を作成しました。注目してください。

本計画を作り上げる過程で、組織の全体像を意識することの重要性に気付きました。

どの部署に所属していても職員が共通の意識を持ちながら業務に取り組めるよう、本計画では新たに3つの視点が加わりました。

この計画を通して、部署を超えた職員同士で意見を出し合いながら、自分たちの目指すべき社協像を考えることができました。

多くの職員が参画しながら、基本理念も含めた見直し・点検を行うことで、県社協とは何をとする組織か、何のために事業を進めていくのか等、理解が深まったと思います。

すべての職員が基本理念を基に、共通の目標に向かって主体的に業務を遂行していくことで、この計画が、組織全体の一体感とより良い成果につながることを願っています。

新たに掲げた基本理念に「地域福祉推進の中核として」という言葉が入りました。この心構えを忘れず、また、実際が言葉に後れをとらないよう、業務に励みたいと思います。

部署を飛び越えた交流をすることで、他部署の取り組みも知ることができ、とても勉強になりました。今後、より一層連携して事業に取り組んでいきます。

他部署の職員と意見を交わしながら、県社協全体の現状と目指すべき方向性を改めて理解することができました。

本計画で、多くの職員の思いや言葉が詰まった県社協のコミュニティソーシャルワークがより充実していくように、みんなで協力して取り組んでいきます！



現在の地域福祉を支える
未来の地域社会を創る
組織の魅力を高める



「やさしさ」を抱きしめよう
Let's embrace kindness